

令和5年度福島県公立義務教育諸学校

暫定再任用制度における再任用短時間勤務職員の年度途中採用のお知らせ

令和5年3月17日

福島県教育委員会

1 暫定再任用制度における再任用短時間勤務職員の年度途中の採用について

令和5年3月16日付「暫定再任用短時間勤務職員の年度途中での任用について（通知）」でお知らせしたとおり、暫定再任用制度における再任用短時間勤務職員（以下、「再任用パートタイム勤務職員」という。）については、配置が可能な場合に限り、年度途中でも選考を経て採用することが可能になりました。

年度途中でも、再任用パートタイム勤務職員の選考を希望するという方は、本紙記載内容を確認の上、年度途中採用希望者登録の申請を行ってください。

2 対象について

(1) 対象者

以下の暫定再任用制度の対象者のうち、年度途中にパートタイム勤務職員としての採用を希望する職員

暫定再任用制度の対象者（年度末年齢65歳まで）

- ① 定年退職者
- ② 25年以上勤続して定年退職日以前に退職し、その後5年を経過するまでの日にある者
- ③ ①又は②に該当する者として再任用されたことがある者

※ 常勤職員として勤務している者が年度の途中で退職し、再任用パートタイム勤務職員に切り替えることはできません。

(2) 対象職種

教諭、事務職員

3 任期について

再任用の日から当該年度の3月31日まで

4 勤務形態

4週77時間30分（常勤の半分の時間）

※ 勤務時間帯及び勤務曜日等は、勤務内容、配置先等の事情等により決定されます。

5 給与等

月額 13～14万円程度（教職調整額等を含みます。額については一例です。）

※ その他、期末勤勉手当が支給されます。

6 再任用の手当・休暇・勤務条件等について

再任用の休暇や勤務条件及びその他の詳細については令和5年度版「再任用制度について」を参照してください。

7 登録・選考・採用までの流れ

(1) 「年度途中採用希望者登録申請書」の提出 <様式A>

年度途中の採用を希望する方は、最寄りの教育事務所（9問合せ先参照）に「年度途中採用希望者登録申請書」を郵送または直接持参により提出してください。年内随時受付をしています。

(2) 選考（配置が可能な場合のみ実施する）

配置が可能になった場合は、書類選考、面接による選考の順で行います。

① 書類選考

従前の勤務実績及び登録申請書等により選考を行います。

② 面接実施の連絡

①の書類選考を経て、候補者として選ばれた方に面接実施の連絡をします。

※ 面接を実施することになった場合には、人事管理の都合上、市町村教育委員会をとおして退職校長へも、その旨お知らせさせていただきます。

③ 志願書類の提出

面接の連絡を受け選考を志願する場合は、次の書類を教育事務所に提出します。
書留又は簡易書留にて郵送するか、直接持参するようにしてください。

- ・ 再任用志願書（別紙様式1）※退職校の現任校長の確認印が必要です。
- ・ 履歴書（別紙様式2）※履歴書の写しでも可とします。
- ・ 免許状の写し又は免許状授与証明書
- ・ 教員免許更新講習修了確認証明書の写し（該当者のみ）
- ・ 教職員採用身体検査書（別紙様式3）（職員健康診断票の写し可）

令和4年度実施の再任用選考時に上記の書類を提出している場合は、内容に変更がある場合のみ、改めて提出してください。

④ 面接の実施

令和4年度実施の再任用選考において、名簿登載になっている場合は面接は不要ですが、必要に応じて面接を実施する場合があります。

(3) 名簿登載・採用

選考を経て任命権者が採用の可否を判断し、採用可能と判断された場合は名簿登載された後に採用となります。

※ 選考結果については、人事管理の都合上、市町村教育委員会をとおして退職校長へもお知らせさせていただきます。

8 留意点

- 選考は配置が可能な場合に限り実施され、書類選考を経て候補者となった場合のみ面接実施の連絡をさせていただきます。そのため「年度途中採用希望者登録申請書」を提出しても、必ず選考が実施されるわけではありません。
- 「年度途中採用希望者登録申請書」を提出していても、毎年秋に実施している翌年度4月1日からの再任用のための選考を別に志願することができます。
- 「年度途中採用希望者登録申請書」を提出しても、家庭の事情の変化や別の職場への

勤務が決まったなどの理由で、選考を辞退することは可能です。

- 「年度途中採用希望者登録申請書」や志願書類、再任用に関する資料等については、義務教育課のホームページ内の「暫定再任用制度における再任用短時間勤務の年度途中採用について」からダウンロードすることができます。

9 問合せ先

- 県北教育事務所学校教育課 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 2 8 1 5
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号福島県庁北庁舎1階
- 県中教育事務所学校教育課 電話 0 2 4 - 9 3 5 - 1 4 8 9
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号
- 県南教育事務所学校教育課 電話 0 2 4 8 - 2 3 - 1 6 6 5
〒961-0971 白河市昭和町269番地
- 会津教育事務所学校教育課 電話 0 2 4 2 - 2 9 - 5 4 9 1
〒965-8501 会津若松市追手町7番5号
- 南会津教育事務所学校教育課 電話 0 2 4 1 - 6 2 - 5 3 6 5
〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地の1
- 相双教育事務所学校教育課 電話 0 2 4 4 - 2 6 - 1 3 1 6
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地
- いわき教育事務所学校教育課 電話 0 2 4 6 - 2 4 - 6 2 1 6
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地
- 福島県教育庁義務教育課再任用担当 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 1
〒960-8688 福島市杉妻町2番16号福島県庁西庁舎3階